第28回仙台市広瀬川清流保全審議会議事録

日 時 : 平成 17年 11月 10日(木)午前 10 時半~正午

場 所 : 市役所本庁舎2階第四委員会室

出席者 :

《審議会委員》

安梅 祐紀子 (財)日本野鳥の会宮城県支部幹事

池田 康久 仙台森林管理署長 江成 敬次郎 東北工業大学教授

嘉藤 光二 仙台南地区広瀬川環境美化推進協議会推進委員

木村 美智子 東北文化学園大学助教授

日下 俊一 仙台弁護士会

斎藤 文雄 宮城中央森林組合副組合長 佐藤 基温 宮城管内町内会長連絡会

佐藤 幸男 宮城県土木部長(代理:橋本河川課長)

鈴木 博昭 広瀬・名取川漁業協同組合理事

館 幸二郎 (社)仙台青年会議所

中村 捷子 (社)宮城県建築士会仙台支部 西村 修 東北大学大学院工学研究科教授 松澤 保信 北部広瀬川愛護推進協議会長

《事務局》

山浦 正井 副市長

鈴木 健治 建設局技監 庄子 稔 建設局次長

大崎 啓一 建設局百年の杜推進部長 高梨 哲彦 建設局百年の杜推進部参事 鈴木 俊雄 環境局環境部環境対策課長

森 研一郎 交通局東西線建設本部建設部建設課主幹

小野寺 茂 青葉区宮城総合支所建設課長

吉川 誠一 建設局百年の杜推進部百年の杜企画課長

石垣 伸樹 建設局百年の杜推進部百年の杜企画課広瀬川創生室長

〔議事〕

開会後、山浦副市長より各委員へ委嘱状を交付し、挨拶を行う。続いて、司会から各委員の紹介(欠席 した国土交通省東北地方整備局河川部長 篠原正治委員、東北学院大学教養学部教授 松本秀明委員につ いても紹介)、事務局の職員の紹介をした後、事務局より広瀬川の清流を守る条例についての説明、仙台市 広瀬川清流保全審議会の運営についての説明をする。また、本日の審議会は14名の委員が出席しているた め、施行規則第5条に基づき、会議が成立していることを報告した後、施行規則第3条に基づき、会長、 副会長の互選に入る。 司会

会長、副会長にどなたかご推薦等ありましたらよろしくお願いします。

松澤委員

前任期中に、会長、副会長を務めた江成委員と、西村委員に引き続き会長と副会長を 務めていただきたいと思います。

司会

ただいま、松澤委員よりご推薦がありましたが皆様いかがでしょうか。

(異議なしの声)

司会

それでは、全会一致ということで、会長は江成委員、副会長は西村委員にお願いしたいと思います。

それでは、江成委員、西村委員には、会長、副会長の席へ移動していただきたいと思います。

(席移動)

司会

早速ではございますが、会長、副会長からご挨拶をいただきたいと思います。 はじめに、江成会長からお願いいたします。

江成会長

ただいま、会長にご推薦をいただきました江成でございます。この審議会は、広瀬川の清流を守る条例に基づいて設置されているものでございますが、市民共有の財産である美しい広瀬川の清流を保全し、次の世代に引き継ぐことは私たちの重大な責務であると条例で述べられております。その責務の一端を担うことが、この審議会に期待されていることだと思います。この条例が制定されて30年が経過しているわけですが、色々な課題について、住民の方々のご努力や、行政の努力によってクリアされた課題もありますが、一方で新たな課題が提起されているのも現状であります。最近は、広瀬川市民会議が設置され、活動が始まっております。ほかにも、広瀬川の清流を守るための色々な活動が芽生えてまいりました。そうした動きが発展して、清流保全が一層発展することを期待しておりますが、本審議会といたしましても、皆様のご協力をいただきまして、清流保全に貢献してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

司会

ありがとうございました。それでは、西村副会長からご挨拶をお願いいたします。

西村副会長

西村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。先ほどの説明では昭和49年からの条例ということですが、私は54年度に仙台に参りましたので、それ以前に、既に日本でもあまり見ない先進的な取り組みがなされていて、その中に参加させていただいて、広瀬川の清流を守るという中で、微力ではございますが参加させていただけるのは非常に光栄でございます。私も、広瀬川は大切だと思いますし、毎週日曜日に調査のため参考にさせていただいているのですが、副会長としては、審議会の審議が活発に、更には円滑に進むように、サポートさせていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

司会

ありがとうございました。

続きまして、議事に入らせていただきます。ここで、山浦副市長は、所用のため退席 させていただきます。

(副市長退席)

司会

これより、議事の進行につきましては、江成会長にマイクをお渡ししますので、よろしくお願いいたします。

江成会長

それでは、議事を進めさせていただきたいと思います。議事に入ります前に、いくつ か確認事項がございます。

まず、会議の公開・非公開の確認でございます。従来どおり、原則公開として個人の プライバシーに関することがあれば、必要に応じて非公開とするというようにしたいと 考えますが、みなさんいかがでしょうか。

(異議なしの声)

江成会長

ありがとうございます。では、そのようにさせていただきます。委員の皆様、傍聴の方々、報道関係の方々についてもご理解ご協力をお願いいたします。

傍聴されている方に関しましては、会議の円滑な運営を図るため、お配りしています 会議中の注意事項を守っていただくよう、ご協力の程よろしくお願いいたします。

次に、今回の議事録の署名についての確認です。これまで、出席された委員の五十音順でお二人の方にお願いしておりましたけれども、安梅委員、池田委員には前に一度お願いしておりましたので、今回は、私、江成と、嘉藤委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

嘉藤委員

(了解)

江成会長

ありがとうございます。それでは議事に入りたいと思います。本日の報告事項について、事務局より説明をいただきたいと思います。それでは事務局、お願いいたします。

事務局

それでは、事務局より本日の報告事項について説明させていただきます。

二つの報告事項がございます。広瀬川の清流を守る条例におきましては、環境保全区域内における建築物や工作物の新築など、条例の対象となる個別の案件につきましては、建設局百年の杜企画課が許可等の審査事務を行っております。

一方、国や地方公共団体が行う事業については、通知行為であり、条例上許可の対象となってはおりませんが、それら公共団体が行う事業においても、当然のことながら条例の趣旨を反映すべきものと考えておりまして、必要なものについては本審議会に報告しながら事業を進めていくということにしております。

次第の議事をご覧いただきますと、(1)としまして、仙台市地下鉄東西線建設事業についてとあります。今年8月に国土交通省から工事施行について認可され、都市計画決定の公告、環境影響評価書の公告・縦覧を終え、当事業に関する主な手続きをほぼ完了しております。本審議会では、これまでの事業の進捗にあわせ、条例で定める特別環境保全区域、および第一種環境保全区域に該当する竜の口橋梁や、広瀬川橋梁についてご報告しているところでありますが、本日は竜の口橋梁についての検討状況、広瀬川に架かる橋梁のデザインを決める仙台市高速鉄道東西線広瀬川橋りょうデザイン選定委員会の設置、そしてデザイン選定の枠組みなどの検討状況について、交通局東西線建設本部建設課からご報告させていただきます。

(2)としまして、青野木鳴合線道路改築事業についてです。平成14年度に拡大しました環境保全区域における公共事業として報告させていただくものでございます。この事業計画の一部が第一種環境保全区域に該当しており、区域から外れている場所から順に、平成18年度より施工を始める予定でございます。環境影響評価などの手続きを経る内容ではありませんが、新しい橋を架設するということで、広瀬川の環境保全区域内の

行為として当審議会へ報告させていただきます。この工事の概要につきましては、青葉 区宮城総合支所建設課よりご報告させていただきます。以上でございます。

東西線建設課

交通局東西建設本部建設課の石川でございます。

本日は、次第に示した五つのご報告をいたします。先ほどもお話にありましたとおり、 今年の8月に工事の施行認可をいただきまして、都市計画決定の告示、それから環境影響評価の縦覧を行ないまして、手続きについては完了しております。事業者といたしましては、今後、早期着工を図り一日も早い開業を目指すものでございます。

環境保全区域と東西線の関係ですが、広瀬川に係る環境保全区域と東西線のルートは 資料2の4ページで示している通り、地上に出る構造物として竜の口橋梁、広瀬川橋梁 がございます。特に竜の口橋梁についてでございますが、特別環境保全区域内にあるこ とから、東西線と都市計画道路川内旗立線の、鉄道・道路の併用橋とすることで、でき るだけ自然環境の保全を図ることとして計画しております。断面としては、上が道路、 下が地下鉄となっております。次に広瀬川橋梁について説明いたします。広瀬川を渡る 広瀬川橋梁と、西公園部分を通る高架橋、擁壁の地上構造物の一般図でございます。断 面は、橋梁がPCの変断面、高架橋は一般的なものです。この図面は、最後の方で景観に ついて説明いたしますが、デザイン選定によってこの形式が変わってくると思います。 前回の審議会でも説明いたしましたが、橋梁の仮設計画を立てるに当たりまして、植物 の調査の結果により橋梁の仮設計画を検討することとしております。現在、調査は早春、 春、夏、秋をだいたい終えまして、現在 13 ページに示したところにあります。今後、専 門家の助言等を得まして、橋梁の仮設計画を決めまして、保全措置についても当審議会 にまた報告することとしております。植物調査の大まかな位置ですが、竜の口橋梁およ び広瀬川橋梁の周りを調査してございます。早春から夏の調査で確認された植物は、全 部で 109 科 559 種ございまして、そのうち重要種として 22 種確認されております。

次の景観については、お手元の資料で説明したいと思います。広瀬川橋梁についてで ございますが、架橋地点の景観行政上の位置づけとしまして 18 ページにございますが、 仙台市景観基本計画(杜の都の風土を育む景観条例)におきましては、広瀬川を含めた 青葉山周辺は、市のアイデンティティを保つ重要な景観シンボルであるとともに、景観 形成の骨格をなす重要な核として位置づけられている地域となっています。このような ことから、広瀬川橋梁の設計においては、経済性、構造性のみならず景観性にも優れた 橋梁の選定が求められていまして、広瀬川を渡る位置にあることから景観上、非常に重 要であると我々も認識しております。次の 19 ページでございますが、広瀬川橋梁の平面 線形でございますが、国際センター駅と、西公園駅を繋ぐ橋梁、高架橋そして地上構造 物の3種類からなってございます。20ページにある縦断線形は、殆どが制約条件になる わけですが、川の計画高水位ですとか、国際センター駅ですとか、西公園の中の高さの 問題をクリアしなければならないと考えております。 次の 21 ページにある関係法令とし まして、当然のことながら鉄道の設計基準となる鉄道事業法、橋梁の高さ、橋脚の位置・ 形状等の条件として河川法、景観や環境に配慮すべきことといたしまして、杜の都の風 土を育む景観条例、広瀬川の清流を守る条例、杜の都の環境をつくる条例等がございま して、これから当然、環境アセスメントなどによって、環境への影響をチェックしてい くこととしております。

22ページでございます。広瀬川橋梁検討委員会での検討の概要です。

23 ページでございます。広瀬川橋りょうデザイン選定委員会の概要です。応募要項の公開を平成 17 年 12 月を目途とし、また、デザイン案の選定を平成 18 年度内を目途としております。

24 ページでございます。プロポーザルの範囲としましては、広瀬川橋梁、高架橋、地上構造物とトンネル坑口を含めた部分でございます。

25 ページでございます。デザイン選定の大まかな進め方をフローにしたものでございます。デザイン選定委員会は計 6 回を予定しており、現在 2 回を終えております。これから、応募要項の作成、審査方法、基準等を作成いたしまして、応募要項の公表を行ないます。応募登録の開始をいたしまして、質疑書を受付けます。その後、第 4 回委員会の中で、質疑応答書の作成、審査方法、基準等の作成を行ないまして、応募作品の事前審査までを平成 17 年度と考えております。広瀬川清流保全審議会、景観審議会、環境影響評価審査会等に報告しながら、平成 18 年度を目途にデザインを選定し、その結果についてまた関係審議会等に報告したいと考えております。説明は以上でございます。

江成会長

ありがとうございました。それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問やご意見をお願いいたします。

江成会長

既に行なわれました、橋梁検討委員会での意見というのが出ておりますが、これはデザイン選定やあるいはデザインの募集をかける際に、応募者の方には、この意見というのは伝わるようにはなっているのでしょうか。

東西線建設課

東西線建設課の森でございます。これからプロポーザル等の要項を固めていく段階でありますが、そのプロポーザルの参考資料といたしまして、市民のみなさん、それから有識者の方々でご検討いただいた方向性というものは、応募者の皆様に配布の上プロポーザルに参加していただきたいと考えております。

汀成会長

デザイン選定委員会との関係というのは、検討委員会のこの意見がベースになって選定されるという関係にあるのでしょうか。

東西線建設課

広瀬川橋梁検討委員会の方の意見として取りまとめていただきました内容をまとめますと、広く意見を求めて、デザインをより洗練したものにしていくべきであるということがメインとなっております。その方向性として、いくつか示されていますが、より良いデザインを目指すということは次のデザイン選定委員会に引き継いでいくと考えておりまして、その展開の仕方については、より良い、広い範囲ということで、デザイン選定委員会の委員には、その分野の専門家にお願いしておりますので、その中での議論として進めていただきたいと考えております。

江成会長

ありがとうございました。他に、いかがでしょうか。

西村副会長

基本的にこの枠組みでよろしいかと思うのですが、例えば公募方式でデザインが挙がってくるという中で、デザイン選定委員会の中で議論されて、選定されていくというプロセスでよろしいかと思うのですが、もう一つ方法としては、そういうものを広く一般市民の方にご意見を伺うということがあってもいいのかなと、私個人としても思います。おそらくその辺も検討された結果だとは思うのですが、いかがでしょうか。

東西線建設課

おっしゃるとおり、広く市民の方の意見を求めるというは最初の検討委員会の中でも 意見としていただいた部分であります。そのことを受けまして、デザイン選定委員会と 並行する形になるとは思いますが、手法について我々で考えておりますアンケートです とか、ワークショップであるとか、そういうものを合わせて進めながら、その意見の動 向というものを遂次デザイン選定委員会の方にも報告しながら、プロポーザルを進めて いきたいと考えており、そのことは既に開催された 2 回のデザイン選定委員会の中で、 我々事務局の考えであるということで申し上げております。 江成会長

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

前回の審議会で少し触れたと思うのですが、野鳥についての調査についてはどうなっているでしょうか。特に広瀬川橋梁の部分についてですが。

東西線建設課

前回の審議会の中で、野鳥の調査に関するご意見を承りました。予算等の問題もございまして、実施は来年度というふうに考えております。そして、既に実施計画ということで私共の予定に入っているところでございます。

江成会長

なお、植物調査についてもやっておられるようですし、野鳥の調査についてはこれからということですが、他の様々な審議会でも意見が出ていますが、この辺りは東西線だけでなく道路事業の予定もあるということで、それぞれで色々な調査をされるということになると思いますが、それぞれの調査結果を有機的に活用していただきたいということと、広瀬川に関連して市民団体の方々も、このような事業とは別の野鳥の調査なども行なっておりますので、そのような結果も是非、有効に利用していただきたいと思います。

他には、いかがでしょうか。それでは以上で東西線関係の報告としたいと思います。 続きまして、次の報告をお願いいたします。

宮城総合支所 建設課

青葉区宮城総合支所の佐々木と申します。

それでは、市道青野木鳴合線道路改築事業についてご説明申し上げます。内容といたしましては、市道青野木鳴合線道路改築事業の概要、広瀬川渡河橋梁の概要、広瀬川の環境保全についての3点についてご説明申し上げます。

まず事業の概要ですが、施工箇所は青葉区上愛子字松原の宮城総合運動場付近の国道 48 号線から、北側に広瀬川を渡りまして、芋沢字下野下までの全長 1122mであります。 当該路線を整備する目的ですが、当該路線は仙台市北部と山形県を結ぶ最短ルートとい うことになっておりますが、当該路線は未整備ということで、国道 457 号からみやぎ台、 赤坂を通りまして、中山、当該路線、48号線を通って山形方面へというルートでごさい ます。なお、現況の鳴合橋ですが、現在14tの規制がかかっておりまして、幅員も狭小 で3.6mということで交互通行ができない状況であります。 交通量につきましては、平成 15年12月に12時間の調査をいたしましたところ3700台となり、平成32年推定交通量 は1日当たり約7400台の交通量となっており、交通量の方もかなり多い路線となってお ります。それから、事業区間の周辺の状況は、近隣には老人ホーム、病院、体育館と公 共性の高い施設がありまして、歩行者の安全性の観点からも歩道の整備も必要というこ とになっております。それから、現在の鳴合橋ですが、新橋完成後の取り扱いとしまし て、この橋は、現在国道 48 号線のバス停から、左岸側の病院等への歩行者のルートにな っており、将来的にも二輪車、歩行者の専用道として残すように、河川管理者との事前 協議は完了しております。資料3の3ページ下が、計画断面になります。先ほどの交通 量及び道路構造令から3種3級という位置付けで車線3mの2車線構造となります。区間 によりまして、片側歩道、両側歩道という形になっております。

それから、進捗状況および今後のスケジュールですが、平成 7 年度から調査、設計等開始いたしまして、平成 15 年に第 1 回目の地元の説明会を行なっております。それから、各関係機関と協議を進めてまいりまして、平成 16 年度より用地買収に着手しております。それから、今後ですが、用地買収を進めるとともに、終点側(芋沢側)から工事を着工してまいりたいと考えております。最終的には、順調に進めば平成 22 年度の完了予定でございます。

次に広瀬川に架設する橋梁についてご説明いたします。当該箇所は、広瀬川の清流を守る条例の第一種環境保全区域に指定されております。地区概要は、両岸ともに急峻な

自然崖を形成しており、河川の親水性は低く、右岸側は体育館、グランド、国道 48 号線 が存在します。左岸側は、自然崖と一体となった森林となっているが、下流部では護岸 が整備されているという状況になっております。資料3の5ページ下が現況の写真で、 現鳴合橋から上流側、下流側を撮影したものであります。上の写真の赤い線が、計画橋 梁の計画高になっております。6ページ上は、左岸の下流側と、右岸の上流側から撮影し た写真に同じように、赤い線で計画高を示しております。6 ページ下が、橋梁の側面図と 平面図です。今回の計画橋梁は、橋長 157m、幅員 10.75mの PC2 径間連続箱桁ラーメン 橋であります。流水部分を 100m、1 スパンで跳ばすよう計画しております。下の図面の 着色している部分が、第一種環境保全区域になります。7 ページ上が、橋梁の上部構造及 び橋脚部分の断面図になります。そして、橋梁選定に関しまして、ポイントとなる点が7 ページ下に示されています。経済性、耐震性に優れるというということはもちろんであ りますが、自然崖を改変しない施工方法として、上部構造の張り出し工法や橋脚基礎の 大口径深礎杭を採用しております。8 ページ上は、施工ヤードの図ですが、右岸側の A1 橋台については赤の部分が施工ヤードになります。P1 橋脚の方は、構台部分が上部構造 及び橋脚の施工ヤードになります。9ページ上がA2橋台側ですが、赤く示している範囲 が、道路用地として買収する予定ですが、その中を施工ヤードとして確保する予定であ ります。9 ページ下が上部構造施工時のイメージ写真になります。10 ページは施工の順 序図ですが、橋脚から張り出し、また橋台から張り出して、真ん中で結合させるという 施工方法になっております。

3番の、広瀬川の環境保全についてということでご説明申し上げます。 今回の計画での 環境保全内容としましては、工作物の新築、仮設の工作物、地下に設置する工作物、そ れ以外の工作物、その他区画形質の変更、木竹の伐採、水質の保全ということで考えて おります。まず、仮設の工作物ですが、P1 橋脚及び上部構造の施工に利用する仮設構台 がございます。これは、施工完了後、仮設構台を撤去する予定ではありますが、基礎杭 はモルタルで根固めを行い、安定を確保するということで考えておりますので、撤去が 困難な場合は、掘削等で撤去するということでありますと、広瀬川への余分な影響が考 えられますので、地盤面で切断し残置することも考えられます。12ページ下は、仮設構 台の形状を選定する上で平面、高さなどについて考慮して検討したということです。そ れから、構台の形状を決定するにあたり配慮した点として13ページ上に載せております。 それから地下に設置する工作物ということで、A1 橋台の底版部、P1 橋脚の深礎杭、A2 橋台の場所打ち杭がございます。これは、できるだけ景観に配慮するということで、13 ページ下に赤で示した自然崖の部分から 2m以上離した位置に設置するという計画でお ります。それからそれ以外の工作物として橋梁本体の橋脚が挙げられるのですが、高さ は 14 ページ上に示してありますとおり、23mの高さになります。これは道路の安全な通 行及び、長大法面発生を考慮して決定した道路縦断からくるもので、この高さにならざ るを得ないという結果になっております。それから、工作物の色彩ということで、コン クリート橋でありますので、基本的にはコンクリートの色でありますが、防護柵等は景 観に配慮した色彩ということで選定しております。構造物の外観ということで、橋梁本 体以外に橋面の配水管と、添架する水道管があります。これは、上流側に設置する予定 でありまして、実際橋梁が完成したときには、15 ページ上の赤の斜線部分からが橋梁の 視点場ということになり、こちらからは見えないようになっております。 それから A1 橋 台につきまして、景観上15ページ下の上の写真のコンクリート色の部分が橋台が実際で きたときの部分なのですが、この部分をツタ等を這わせるというかたちで緑化に努める 予定でございます。それから土地区画形質の変更では、自然崖に構造物を設置しないと いうことを考えておりました。それと、P1 橋脚を設置するのに伴いまして、法面が発生 するのですが、これはアンカー等を利用いたしまして、法面勾配を急にして人工法面を 最小限とするよう計画しております。木竹の伐採についてですが、16ページ下の上の図

に示す赤の部分が2800㎡ほどの部分で、工事施工時に伐採が必要になります。下の図面 は、工事完了後の復旧の範囲で、濃い緑色の部分 1150 m²が植林可能な部分でありまして、 黄緑色の部分650㎡については植栽等で復旧し、全体的に2800㎡全てを復旧するのは、 構造物等ができますので、その部分は復旧できない部分となりまして、近隣も自然の森 林がありまして、代替樹等を植えるスペースも周りにはないという状況になっておりま す。それから水質保全についてですが、まず A1 橋台掘削の時は床掘りのときに湧水が発 生することが考えられます。それから P1 橋脚の場合ですが、岩盤を小型バックホウ及び 人力で掘削するため、濁水の発生はないと考えております。A2 橋台の場所打ち杭の施工 については、ケーシングにより孔壁の保護をするため安定液等は必要ありませんが、掘 削が進むにつれ、地下水と土砂が混じった汚泥が発生すると想定されます。それについ ては、産業廃棄物として処理する考えでおります。なお、こちらの資料には載っていな いのですが、コンクリート打設時には坑内の地下水の排水等が必要となります。それか ら水質保全についてのまとめということですが、濁水の原因となるような工法は基本的 には使用しておりません。また、A1 橋台掘削時に発生する湧水及び A2 橋台基礎杭コンク リート打設時に発生する排水については、適切に管理し処理する考えであります。なお、 施工中に発生する法面箇所からの雨水による濁水については、必要に応じ処理したいと 考えております。その処理方法の案ですが、濁水処理については施工前に処理施設を準 備し、必要に応じ SS を 25mg/L 以下の濃度とした後排水するよう考えております。以上 で説明を終わりたいと思います。

会長

ありがとうございました。それでは引き続きまして、ただいまのご説明に対してご質 問ご意見がありましたらお願いいたします。

佐藤(幸)委

気になる点が2点あるのですが、確認として教えていただきたい。まず、現在の鳴合 員(橋本代理)|橋がどんな形であるのか教えてもらいたい。今の現況からどれくらいの距離にあって、 同じようにスパンが跳んで入っていれば問題ないと思うのですが、そこを確認させて欲 しいのが一点と、もう一点は、仮設の杭を最後に切らないかもしれないという話があっ たと思うのですが、基本的にはきちっと(撤去)してもらいたいという気持ちはあるの ですが、濁水の問題であれば、それをきちっと囲って河床から出たりしないような形に していただければなと思うのですが、たぶんここは岩盤だと思うので、その辺について は協議の際に詰めていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

宮城総合支所 建設課

現況の鳴合橋はトラスの橋梁で50m 程度なのですが、1 スパンで河川を横断している橋 梁になります。今回新設する橋梁との離れですが、概算で申し訳ないのですが、50~60m 上流側に斜めに架かるというような形になります。あとは、先程お話のありました仮設 桟橋の杭の部分ですが、仮設桟橋を作る部分は流水部でもなく、左岸側の上の方に設置 する構台でありまして、実際は個人の土地を買収しまして設置するという形になります。 先ほどおっしゃいましたように、岩盤に設置するもので(セメント)ミルクで根固めと いうこともあるのですが、現在は、(セメント)ミルクを注入しても抜けるような工法が あるとも聞いておりますので、その辺については検討して行きたいと思います。

江成会長

よろしいでしょうか。現在の橋との関係では、現在の橋も残すということになるわけ ですよね。

宮城総合支所 建設課

はい、そうです。二輪車、歩行者の専用道路として残す考えでおります。

江成会長

他にいかがでしょうか。

西村副会長

確認も含めてお伺いしたいと思うのですが、最後の水質保全のところで、木材の伐採により裸地となる箇所の、雨水による濁水を必要に応じて処理ということは、雨が降ったときに濁水が生じるということを想定して処理するというのが基本ですね。これは施工のときをまずは考えていると思うのですが、最終的には2800㎡の伐採に対して復旧可能が1800㎡ということは、1000㎡が裸地のような状況になるのでしょうか。そのときの濁水の可能性についてはご検討されているのでしょうか。

宮城総合支所 建設課

復旧不可能な 1000 ㎡というのは、橋台とか道路本体になる部分それから橋脚等になる部分が 1000 ㎡ということで、橋台の緑化とか法面構造になれば、その部分は植栽をするというような形を考えておりますので、裸地というような状態での最終的な部分はなくなると考えております。

江成会長

他にいかがでしょうか。

最後に、濁水処理に関するフローチャートが出ていましたけれども、これは基本的に 凝集沈殿とかそういうことではなくて、普通の沈殿地を考えているのですね。おおよそ の水量とか、沈殿時間とかある程度計画が既にありますか。

宮城総合支所 建設課

量とか時間については、これからになっております。

江成会長

まとめのところで、25mg/L 以下を満足するように処理するという基本的な考え方が述べられていましたが、この辺りの河川のSS 濃度としては、もっと低いですよね。ですから、晴天時に流すというふうなことをできるだけ避けるとか、できるだけ景観的にも影響が少ないように是非配慮していただければと思います。

他にいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、市道青野木鳴合線道路改築事業についての報告を受けたということにしたいと思います。どうもありがとうございました。

続きまして、次第の6のその他でございますが、委員の皆様方から何かございませんでしょうか。

事務局の方は何かありますか。

事務局

特にございません。

江成会長

では、以上をもちまして本日の審議会を終了とさせていただきたいと思います。どう もありがとうございました。

司会

以上で第28回仙台市広瀬川清流保全審議会を終了させていただきます。長時間にわたり誠にありがとうございました。

この議事録について、会議の内容に相違ないことを認めます。

平成17年 12月 13日

仙台市広瀬川清流保全審議会署名委員

 江	成	敬	次	郎
喜	蔝	米	_	